

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（当直体制の見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年8月28日（金）15時00分～16時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、高松専門職
福島第一原子力規制事務所
田中原子力運転検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について、資料に基づき説明を受けた。
 - 1～4号機の当直員の人数を6名から4名に変更すること。
 - 当直員の役割を整理し、一部の業務を作業管理グループが担うことで実業務の削減が可能であること。
 - 事故対応時より2名1組の現場対応としていたが、通信手段の向上や1～4号機周辺の平均線量率が低下してきたことから、1名での現場対応が可能であること。
 - 火災発生時の初期消火活動等について、当直員3名で対応するとしていたが、当直員2名及び当直員以外の宿直者1名による対応に変更すること。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 当直員の行う業務を具体的な例により整理したものを示すこと。
 - 作業管理グループの業務が増加するが、業務量と人員の増加について説明すること。
 - 事故時対応について原子炉注水系の復旧以外の体制についても具体例を示し詳細に説明すること

6. その他

資料：当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について